

志木市条例第1号

志木市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、志木市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、法律、医療、心理、福祉等の分野について識見を有する者のうちから、必要に応じ、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときにこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室秘書政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

いじめ問題再調査委員会	委員長	日額	11,000
	委員		10,000